

政令第百五十一号

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第五項、第四十六条第二項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「年三パーセント」を「年一・三パーセント」に改め、同項第三号中「年〇・五パーセント」を「年〇・一パーセント」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十二条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から五一月まで	一、〇八〇円を前月金額に加算した金額
五二月から七一月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額

別表第八を次のように改める。

	七二月から一一一月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
	一一二月から一二九月まで	一、二五〇円を前月金額に加算した金額
	一三〇月から一三八月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
	一三九月から一四一月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
	一四二月から一七四月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
	一七五月から一七九月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
	一八〇月から二七五月まで	一、三〇〇円を前月金額に加算した金額
	二七六月から三六四月まで	一、四〇〇円を前月金額に加算した金額
	三六五月から四四七月まで	一、五〇〇円を前月金額に加算した金額
	四四八月から五四〇月まで	一、六〇〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数		当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第八（第十二条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から四八月まで	一、〇〇二円を前月金額に加算した金額
四九月から六四月まで	一、〇〇五円を前月金額に加算した金額
六五月から七五月まで	一、〇〇八円を前月金額に加算した金額
七六月から八九月まで	一、〇一〇円を前月金額に加算した金額
九〇月から九六月まで	一、〇二〇円を前月金額に加算した金額
九七月から一二〇月まで	一、〇四〇円を前月金額に加算した金額
一二一月から一三九月まで	一、〇六〇円を前月金額に加算した金額
一四〇月から一九〇月まで	一、〇八〇円を前月金額に加算した金額
一九一月から二三九月まで	一、〇七〇円を前月金額に加算した金額
二四〇月から二九〇月まで	一、〇八〇円を前月金額に加算した金額

<p style="text-align: center;">二九一月から五四〇月まで</p>	<p style="text-align: center;">一、〇六〇円を前月金額に加算した金額</p>
<p style="text-align: center;">五四一月以上の月数</p>	<p style="text-align: center;">当該月数から七二減じた月数における増加額に一〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額</p>

別表第九の一二月以下の月数の項中「一、一一〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表の一二月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一二、一二〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、一九〇円」に改め、同表の二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二六、八三〇円」を「二六、六一〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同表の三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四〇、五八〇円」を「三九、七一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表の四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五四、九三〇円」を「五三、一二〇円」に、「一、二四〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表の五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六九、七二〇円」を「六六、六九〇円」に、「一、二八〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表の七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八五、〇六〇円」を「八〇、四六〇円」に、「一、三一〇円

「を「一、一六〇円」に改め、同表の八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一〇〇、六九〇円」を「九四、三五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一一六、七四〇円」を「一〇八、三一〇円」に、「一、三七〇円」を「一、一七〇円」に改め、同表の一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一三三、一六〇円」を「一二二、三八〇円」に、「一、四一〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表の一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一五〇、〇一〇円」を「一三六、五六〇円」に、「一、四四〇円」を「一、一九〇円」に改め、同表の一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一六七、二三〇円」を「一五〇、八四〇円」に、「一、四七〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表の一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一八四、八〇〇円」を「一六五、一八〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表の一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二〇二、七八〇円」を「一七九、六一〇円」に、「一、五三〇円」を「一、二一〇円」に改め、同表の一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二二一、一六〇円」を「一九四、一一〇円」に、「一

、五七〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表の一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二三九、九〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一、六一〇円」を「一、二三〇円」に改め、同表の一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二五九、一三〇円」を「二二三、四四〇円」に、「一、六五〇円」を「一、二四〇円」に改め、同表の二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二七八、八四〇円」を「二三八、三〇〇円」に、「一、六九〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表の二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二九九、一一〇円」を「二五三、二八〇円」に、「一、七三〇円」を「一、二六〇円」に改め、同表の二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三一九、八七〇円」を「二六八、四〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表の二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三四一、二〇〇円」を「二八三、六八〇円」に、「一、八三〇円」を「一、二九〇円」に改め、同表の二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三六三、一一〇円」を「二九九、一三〇円」に、「一、八八〇円」を「一、三一〇円」に改め、同表の二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三八五、六一〇円」を「三一四、七

九〇円」に、「一、九三〇円」を「一、三二〇円」に改め、同表の二七五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四〇八、七三〇円」を「三三〇、六五〇円」に、「一、九八〇円」を「一、三四〇円」に改め、同表の二八七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四三二、四八〇円」を「三四六、七〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表の二九九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四五六、八八〇円」を「三六二、八八〇円」に、「二、〇九〇円」を「一、三六〇円」に改め、同表の三一一月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四八一、九五〇円」を「三七九、二〇〇円」に、「二、一五〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表の三二三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五〇七、七三〇円」を「三九五、七〇〇円」に、「二、二一〇円」を「一、三九〇円」に改め、同表の三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五三四、二三〇円」を「四一二、三七〇円」に、「二、二八〇円」を「一、四一〇円」に改め、同表の三四七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五六一、四九〇円」を「四二九、二五〇円」に、「二、三四〇円」を「一、四三〇円」に改め、同表の三五九月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五八九、五三〇円

「を「四四六、三六〇円」に、「二、四一〇円」を「一、四五〇円」に改め、同表の三七一月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六一八、三八〇円」を「四六三、七二〇円」に、「二、四八〇円」を「一、四六〇円」に改め、同表の三八三月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六四八、〇五〇円」を「四八一、二四〇円」に、「二、五五〇円」を「一、四七〇円」に改め、同表の三九五月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六七八、六一〇円」を「四九八、九二〇円」に、「二、六三〇円」を「一、四九〇円」に改め、同表の四〇七月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「七一〇、〇四〇円」を「五一六、七九〇円」に、「二、七〇〇円」を「一、五一〇円」に改め、同表の四一九月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「七四二、四〇〇円」を「五三四、八七〇円」に、「二、七九〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表の四三一月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「七七五、七八〇円」を「五五三、二〇〇円」に、「二、八八〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の四四三月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八一〇、二〇〇円」を「五七一、八〇〇円」に、「二、九七〇円」を「一、五八〇円」に改め、同表の四五五月に一月から一月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「

八四五、七一〇円」を「五九〇、七二〇円」に、「三、〇六〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表の四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八八二、三九〇円」を「六〇九、八二〇円」に、「三、一六〇円」を「一、六一〇円」に改め、同表の四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「九二〇、二四〇円」を「六二九、一六〇円」に、「三、二六〇円」を「一、六三〇円」に改め、同表の四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「九五九、二五〇円」を「六四八、七三〇円」に、「三、三六〇円」を「一、六五〇円」に改め、同表の五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「九九九、五〇〇円」を「六六八、五二〇円」に、「三、四六〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一、〇四〇、八九〇円」を「六八八、五三〇円」に、「三、五七〇円」を「一、六九〇円」に改め、同表の五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一、〇八三、五八〇円」を「七〇八、七二〇円」に、「三、六七〇円」を「一、七二〇円」に改め、同表の五四〇月の項中「一、一三一、三〇〇円」を「七三一、一二〇円」に改める。

別表第十一の一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一一、五八〇円」を

「一一、五九〇円」に改め、同表の二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二五、五六〇円」を「二五、五九〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表の三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三八、一二〇円」を「三七、九七〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五〇、七四〇円」を「五〇、四一〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六三、四六〇円」を「六二、八九〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「七六、二八〇円」を「七五、四一〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「八九、一九〇円」を「八七、九九〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一〇二、二二〇円」を「一〇〇、六一〇円」に、「一〇九〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一一五、三二〇円」を「一一三、二八〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、〇六〇円」に改

め、同表の一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一二八、五〇〇円」を「一二五、九七〇円」に、「一、一一〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一四一、七六〇円」を「一三八、六七〇円」に、「一、一〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一五五、〇八〇円」を「一五一、三九〇円」に、「一、一一〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一六八、四三〇円」を「一六四、一〇〇円」に、「一、一二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一八一、八三〇円」を「一七六、七九〇円」に、「一、一二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の一七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一九五、二五〇円」を「一八九、四六〇円」に、「一、一二〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の一九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二〇八、七〇〇円」を「二〇二、一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二二二、二〇〇円」を「二一四、七六〇円」に、「一、一三〇円」を「一

、〇五〇円」に改め、同表の二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二三五、七五〇円」を「二二七、四一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二四九、三三〇円」を「二四〇、〇六〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二六二、九六〇円」を「二五二、七二〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二七六、六三〇円」を「二六五、三七〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二九〇、三二〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三〇四、〇六〇円」を「二九〇、六二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三一七、八五〇円」を「三〇三、二二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三三一、六八〇円」を「三一五、八〇〇円」に、「一、

一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三十一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三四五、五六〇円」を「三二八、三九〇円」に、「一、一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三五九、四八〇円」を「三四〇、九七〇円」に、「一、一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三七三、四三〇円」を「三五三、五六〇円」に、「一、一七〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三八七、四四〇円」を「三六六、一五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四〇一、四九〇円」を「三七八、七三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四一五、五九〇円」を「三九一、三二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四二九、七四〇円」を「四〇三、九一〇円」に、「一、一八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四四三、九三〇円」を「四一六、五一

〇円」に、「一、一九〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四五八、一八〇円」を「四二九、一一〇円」に、「一、一九〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四七二、四七〇円」を「四四一、七一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四八六、八一〇円」を「四五四、三二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五〇一、二〇〇円」を「四六六、九四〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五一五、六四〇円」を「四七九、五六〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五三〇、一二〇円」を「四九二、二〇〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五四四、六三〇円」を「五〇四、八四〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五五九、二〇〇

円」を「五一七、四九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五七三、八二〇円」を「五三〇、一四〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五八八、四六〇円」を「五四二、八〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六〇三、一二〇円」を「五五五、四八〇円」に、「一、二四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の五四〇月の項中「六一九、二三〇円」を「五六九、一五〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第六特定業種（中小企業退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。以下この条において同じ。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（別表第六特定業種に係る特定業種掛金納付月数（中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数をいう。以下同じ。）が三十六月以上である者に限る。）に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第六特定業種掛金月額区分（別表第六特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げた額）とする。

一 施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数（別表第六特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数（令第十二条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。次条第一項第一号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月一日前の日に係る別表

第六特定業種区分掛金納付月数が三十五日以下である場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下「旧令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第七十八号。次項において「平成二十八年令」という。）附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額）を超えるときは、当該金額）

2 前項第二号の換算月数は、別表第六特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百

分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第六の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

第四条 施行日前に別表第八特定業種（令別表第八に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。以下この条において同じ。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（別表第八特定業種に係る特定業種掛金納付月数が三十六月以上である者に限る。）に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第八特定業種掛金月額区分（別表第八特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一

円に切り上げた額」とする。

一 施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数（別表第八特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数が三十五月以下である場合 別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第八特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十六号。次項において「平成二十七年令」という。）附則第三条第一項第一号ロ又は第二号イ若しくはロに定める額）を超えるときは、当該金額）

2 前項第二号の換算月数は、別表第八特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第八の下欄に定める金額の百

分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十七年令附則第三条第一項第一号ロ又は第二号イ若しくはロに定める額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第八の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第五条 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種（令別表第七に係る特定業種を除く。以下この条において同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて、施行日

以後に支給事由が生じたもの（以下この条において「施行日前業種間移動者」という。）については、なお従前の例による。

2 施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、新令第十三条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは前条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前業種間移動者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

一 施行日前の日に係る乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

二 施行日から支給事由が生じた日までの日に係る乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 新令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

3 施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る令第十三条

第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第五百十一号）附則第五条第二項に規定する元利合計額」とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

第六条 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約（令別表第七に係る特定業種に係るものを除く。以下この項において同じ。）の被共済者となつた者について適用し、施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（以下この条において「施行日前制度間移動者」という。）については、なお従前の例による。

2 施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、令第十五条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前制度間移動者の特定業種掛

金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

一 施行日前の日に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

二 施行日から支給事由が生じた日までの日に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数 新令第十三条

第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

3 施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有するものに係る令第十五条

第四項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「計算後残余額」とあるのは、「中小企業退

職金共済法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百五十一号）附則第六条第二項に規定する元利

合計額」とする。